

横浜市立坂本小学校 いじめ防止基本方針

平成26年	1月	策定
平成27年	10月	改定
平成30年	1月	改定
令和元年	5月	改定
令和3年	3月	改定
令和4年	5月	改定
令和5年	5月	改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、『「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。』と定義されている。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って対応していく。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

本校児童は、かけがえのない存在であり、地域の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。児童は人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現をめざして伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた深刻な影響を与えることがあるものとの認識に立ち、いじめを防止するための基本となる方針を次の通り策定した。

(3) 学校いじめ防止基本方針

- ① あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、安全で、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 児童が主体となって、いじめが起きにくい学校・学級を形成するという意識を育むため、発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるよう指導・支援する。
- ③ いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近な人権侵害案件であることを強く意識し、未然に防ぎ、発生した場合は、早期に解決できるよう保護者や地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施する等、児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑥ 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- ⑦ 学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者地域に発信し、連携・協力を図る。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

学校いじめ防止対策委員会を、校長、副校長、指導部会、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーターで組織する。また、必要に応じて関係諸機関の協力を仰ぎ、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

月1回定期的に開催する。また、いじめを察知した際は、直ちに開催する。学校として組織的に対応方針を決定する。

(3) 委員会の活動内容

① 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい環境づくり
- ・Y-Pアセスメントシート等を通して自己有用感、自己肯定感を育む。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム※」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土を作る。

② 早期発見・事案対処

- ・チーム学年経営のもと、学年間で気になる子どもの話を共有する。
- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかわる情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」も含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

③ 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であることをふまえ、いじめの未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業改善や集団づくりを行う。さらに、児童自らが、いじめを自分の問題として考え、主体的に話し合う機会を確保する。

また、道徳教育年間計画・人権教育年間計画等に、いじめへの対応に関わる教員の資質向上のため

の取組計画を盛り込む。

教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」…暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成 19 年に開発した教師用の指導ツール。子どもたちがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的に取り組む。

また、学校は、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、児童からいじめの相談があったときは、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。児童がいじめを受けていても、アンケートで「いじめられている」旨の回答をしない場合があることに留意する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげていく。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。

人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、事情や心情を聴取し、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。その際には、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導・支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめの解消

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点からいじめを受けた児童・いじめを行った児童の経過を追い、再発等の防止を図る。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア. いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ. いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察を続ける。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒

いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性があり、下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ア. 発達障害を含む、障害のある児童

イ. 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

ウ. 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

エ. 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童

(6) 研 修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、いじめ防止に関わる研修を年間計画に位置づける。いじめ防止対策委員会が中核となって研修を計画・運営を行う。

(7) 坂本小学校懇話会、等の活用

「学校運営協議会」や地域・保護者との連携等を活用し、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組作りを模索・推進する。

(8) 年間計画（P D C Aサイクルで検証）

- | | | |
|-----|----------|---|
| 4月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 |
| 5月 | 職員会議児童理解 | 「特別支援校内委員会」開催 「いじめ防止対策委員会」開催
「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施
→記名式アンケート・教育相談 |
| 6月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「Y P アセスメント」分析
「Y P アセスメント」実施 |
| 7月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「特別支援校内委員会」開催 |
| 8月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止にかかわる研修」実施 |
| 9月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「特別支援校内委員会」開催 |
| 10月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「特別支援校内委員会」開催 |
| 11月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「特別支援校内委員会」開催 |
| 12月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「特別支援校内委員会」開催
「人権週間」の取組
「いじめ解決一斉キャンペーン」実施
→無記名式アンケート・教育相談 |
| 1月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「特別支援校内委員会」開催
「Y P アセスメント」実施 → 分析 |
| 2月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「特別支援校内委員会」開催 |
| 3月 | 職員会議児童理解 | 「いじめ防止対策委員会」開催 「特別支援校内委員会」開催 |

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味（いじめ防止対策基本法 第28条第1項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（同項第1号）
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（同項第2号）
- ※ 「相当の期間」 年間30日を目安とするが、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分に把握する。
- ※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点までは学校が「いじめの結果ではない。」「重大事態とはいえない。」ととらえていたとしても、重大事態として、とらえなおす必要がある。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合（疑いも含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 その他

必要があると認められたときは、「いじめ防止対策委員会」を中核として「横浜市立坂本小学校いじめ防止基本方針」を見直し、改訂する。